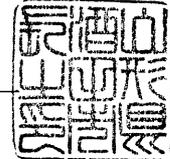


酒 企 発 第 5 3 号
八 総 第 9 8 8 号
松 総 第 2 8 8 号
平 企 第 6 8 6 号

平成 1 7 年 3 月 2 2 日

山形県知事 齋 藤 弘 様

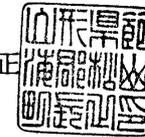
酒田市長 阿 部 寿



八幡町長 後 藤 孝 司



松山町長 佐々木 藤 正



平田町長 加 藤 寛 英



酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 1 7 年 1 1 月 1 日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

1	廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要	資料 1
2	新市の名称及び新事務所の位置等について	資料 2
3	関係市町の現況表	資料 3
4	市の要件に関する調書	資料 4
5	協議書の写し ・ 廃置分合に伴う財産処分に関する協議書 ・ 廃置分合に伴い新たに設置される酒田市議会の議員の定数に関する協議書 ・ 廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書	資料 5
6	関係市町の議会の議決書の写し ・ 廃置分合について ・ 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について ・ 廃置分合に伴い新たに設置される酒田市議会の議員の定数に関する協議について ・ 廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について	資料 6
7	関係市町の議会の会議録の写し	資料 7
8	合併協定書及び新市建設計画	資料 8
9	写真	資料 9
10	関係図面（現況図）	資料 10